

福島県砂防協会規約

昭和30年9月20日施行

(目的)

第1条 本会は、土砂災害から住民の生命財産を守り、災害の防止軽減を期するため、砂防対策を考究し、砂防事業の促進完成を図り、住民の自主防災意識の涵養向上を推進するとともに、これら関係者の連絡懇談を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、福島県砂防協会と称する。

(事務所)

第3条 本会の事務所を、福島県庁土木部砂防課に置く。

2 本会は、各建設事務所内に支部を置く。

(事業)

第4条 本会は、その目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 砂防についての調査研究
- 2 砂防事業を広く社会に普及、啓蒙を図る
- 3 関係当局に建議し、又その諮問に応じる
- 4 会員又は関係団体相互の連絡協調を図る
- 5 前各号の他、目的達成上必要と認める事業

(会員)

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

- 1 正会員
- 2 特別会員

(資格)

第6条 本会の会員資格は次のとおりとする。

- 1 正会員 県内市町村
- 2 特別会員 福島県議会議員、福島県土木部長の職にある者

(退会)

第7条 会員退会するときは、所定の義務を完了させ届出するものとする。

(役員の種類及び定数)

第8条 本会に次の役員及び顧問を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 5名以内及び特別会員2名
- 3 理事 15名以内
- 4 監事 2名
- 5 顧問 若干名

(役員及び顧問の選出)

第9条 会長、副会長、理事及び監事は総会において、会員のうちから選出する。

- 2 顧問は、学識経験者及び砂防事業に特に功労があった者で、役員会の推薦により、会長がこれを委嘱する。

(役員の仕事)

第10条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、会長があらかじめ指定した順位に従いその職を代理する。
- 3 理事は、会務推進のため、必要な諸事項を決定する。
- 4 監事は、毎事業年度末日現在をもって、本会の業務状況及び会計事務について監査しその結果を役員会及び総会に報告し、かつ意見を述べなければならない。

(役員の仕事)

第11条 役員及び顧問の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員の仕事により補充された仕事は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員が仕事満了しても、後任者の就任するまでは、その職務を行う。

(総会)

第12条 総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

- 2 通常総会は、毎年1回開催する。
- 3 臨時総会は、会長又は役員会が必要と認めたとき及び会員の半数以上の要求があったとき開催する。
- 4 総会は、会長がこれを招集する。
- 5 総会は、正会員の3分の2以上が出席しなければ成立しない。
- 6 総会の委任状を提出した正会員については、出席とみなす。
- 7 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。
- 8 総会の議決において、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 9 総会は、理事及び監事の選任、予算、決算、規約変更及びその他の重要事項を議決する。
- 10 総会の議長は、会長とする。

(役員会)

第13条 役員会は、次の事項を審議し、会長これを随時招集する。

- イ 総会に付議すべき議案
- ロ 総会より委任された事項
- ハ その他会長が必要と認める事項

- 2 役員会の議決、開会の方法は総会に準ずる。

(事務局)

第14条 本会に、幹事及び書記を置き、うち1名を常任幹事とする。

- 2 幹事及び書記は、会長これを委嘱する。
- 3 常任幹事は、会長の命により、会務の一部を専決する。

(全国治水砂防協会)

第15条 本会のうちに社団法人全国治水砂防協会福島県支部を置き、支部長は本会長がこれにあたるものとする。

2 本会は、前条の事務を取り扱うものとする。

(経 費)

第16条 正会員は、会費を納入しなければならない。

- 1 会 費
普通会費
特別会費
- 2 寄 付 金
- 3 その他の収入

(会 費)

第17条 会員の普通会費は年額五千円とする。

2 正会員の特別会費は、当該年度事業費を対象として、毎年度総会において決定した割合とする。

(会計年度)

第18条 本会の事業及び会計年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

(細 則)

第19条 役員は無給を原則とするが、必要に応じて実費を支給することができる。

(附 則)

- 1 この規約は、昭和30年9月20日よりこれを施行する。
- 2 この規約に定めていない事項は会長がこれを定める。
- 3 この規約は、昭和42年8月11日（一部改正）からこれを施行する。
- 4 この規約は、昭和44年7月14日（一部改正）からこれを施行する。
- 5 この規約は、昭和49年6月11日（一部改正）からこれを施行する。
- 6 この規約は、昭和53年6月6日から施行し、この規約の施行の日以後初めて行われる役員
の選出から適用する。
- 7 この規約は、平成15年7月10日（一部改正）からこれを施行する。
- 8 この規約は、平成20年7月22日（一部改正）からこれを施行する。
- 9 この規約は、令和元年8月8日（一部改正）からこれを施行する。